

議第24号

高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

市民の多様な生涯学習活動を促進するとともに施設の有効活用を図るため改正しようとする。

高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市図書館の設置及び管理に関する条例（平成15年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学習ホール</u>の使用の許可、取消し及び停止並びに^{かん}煥章館への入館の制限に関する業務</p> <p>(3) <u>学習ホール</u>の使用に係る料金（以下「使用料」という）の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ^{かん}煥章館の使用の許可、取消し及び停止並びに^{かん}煥章館への入館の制限に関する業務</p> <p>(3) ^{かん}煥章館の使用に係る料金（以下「使用料」という）の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>(事業)</p> <p>第5条 ^{かん}煥章館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文学館における事業 ア～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 ^{かん}煥章館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文学館における事業 ア～オ (略) カ <u>文化芸術作品の展示等の場として使用に供すること。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(<u>学習ホール</u>の使用の許可)</p> <p>第10条 <u>学習ホール</u>を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(^{かん}煥章館の使用の許可)</p> <p>第10条 ^{かん}煥章館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。<u>ただし、図書館の分館については、使用申請の対象としない。</u></p> <p>2 (略)</p>

(目的外使用、使用権の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に学習ホールを使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、学習ホールの使用を許可しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 学習ホールの管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学習ホールを使用させることが適当でないとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、学習ホールの使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(6) (略)

2 (略)

(減免)

第16条 指定管理者は、学習ホールを公共団体若しくは公共的団体等が公共のために使用する時又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復)

第17条 使用者は、学習ホールの使用を終了したとき又は第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止

(目的外使用、使用権の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に^{かん}煥章館を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、^{かん}煥章館の使用を許可しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) ^{かん}煥章館の管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、^{かん}煥章館を使用させることが適当でないとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、^{かん}煥章館の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(6) (略)

2 (略)

(減免)

第16条 指定管理者は、^{かん}煥章館を公共団体若しくは公共的団体等が公共のために使用する時又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復)

第17条 使用者は、^{かん}煥章館の使用を終了したとき又は第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命

を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(利用者又は使用者の義務)

第19条 (略)

第20条・第21条 (略)

ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(利用者又は使用者の義務)

第19条 (略)

(物品等の販売)

第20条 換章館^{かん}において飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、図書館の分館については、物品等の販売申請の対象としない。

第21条・第22条 (略)

改正前						改正後								
別表（第15条関係）						別表（第15条関係）								
時間区分等 名称	午前9:30～午後 0:00	午後1:00～午後 5:00	午後6:00～午後 9:30	延長1時間につ き	冷暖房料（一時 間につき）	時間区分等 名称	9:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:30～ 17:00	13:00～ 21:30	9:30～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 （1時間 につき）
学習ホール（控 室含む。）	3,140円	4,400円	5,020円	1,570円	1,250円	学習ホール（控 室含む。）	3,140円	4,400円	5,020円	7,540円	9,420円	12,560円	1,570円	1,250円
						文学館	1,950円	2,720円	3,110円	4,670円	5,930円	7,780円	1,500円	
						上記以外で規則 で定める場所	高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の 規定により算出した額							
備考 1～3（略）						備考 1～3（略） 4 文学館は、必要とする面積をもって使用することができる。この場合の使用料は、使用する面積に 応じて按分した額として算出する。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと する。 5 使用者が商業宣伝を目的として使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額を加算する。 6 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消 費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。								

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 改正後の高山市図書館の設置及び管理に関する条例の規定により使用の許可又は物品等の販売の許可を受けようとする者は、この条例の施行日前においても、その申請を行うことができる。

3 指定管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において許可を受けたものとみなす。